

【新年特別版】中小企業が知っておくべき2021年に施行される改正法のまとめ

代表弁護士 小野直樹



新年あけましておめでとうございます。

2020年は新型コロナウイルス対応に追われる面が多かった1年であったと思われませんが、並行して、様々な法改正が施行された年でもありました。

今回は2021年1月以降に施行される改正法令について、解説致します。

2021年に施行される改正法令は多岐にわたりますが、本記事では、その中でも特にビジネスに影響の大きいものをご紹介します（尚、紙面の都合上、改正の範囲全てを網羅するものではないことにご留意下さい）。

ご紹介する法令などの改正が貴社に關係するかどうか、ぜひチェックしてみてください。

1 同一労働同一賃金規制（中小企業：4月1日施行）

働き方改革関連法は、労働問題に関する様々な法律の改正に関する法律で、その多くはすでに施行されていますが、一部施行されていないものがあります。

その中の一つが「同一労働同一賃金」について定めたパートタイム労働法・労働契約法改正で、中小企業は猶予されていましたが、2021年4月1日から施行されます（なお、大企業は2020年4月1日に施行済みです）。

「日本版」同一労働同一賃金規制は、正社員と非正規社員との不合理な格差を是正する必要があるというものです。格差の是正（手当の廃止や支給条件の変更）と併せて、社員に対する格差についての説明義務の準備も求められます。

同一労働同一賃金への対応については、2020年10月に注目の最高裁判決が3件（大阪医科薬科大事件最高裁判決、メトロコマーズ事件最高裁判決、日本郵政事件最高裁判決）が出され、同一労働同一賃金に関する最高裁としては2018年6月の2件（ハマキョウレックス、長澤運輸最高裁）に続き、新たに、特に「賞与」、「退職金」、「扶養手当や夏期冬期休暇」などについての判断が示されました（弊所のニュースレター（No09）でも掲載しておりますので、そちらもご確認ください）。

最高裁の内容も含め、重要トピックスで、改正対応にあたってこちらも押さえる必要があります。

2 高年齢者雇用安定法（4月1日施行）

これまで高年齢者の雇用については、60歳を下回る定年制はできないとした上で、65歳未満の定年の定めをしている企業は、

- ① 定年制の廃止
- ② 65歳以上への定年引き上げ
- ③ 65歳までの継続雇用制度の導入

のいずれかの措置が義務付けられておりました（同法9条1項）。多くの企業様では、「③65歳までの継続雇用制度の導入」により対応している会社様も多かったかと思えます。

4月1日に施行される高年齢者雇用安定法は、70歳までの就業確保を努力義務として定めています。

対象となるのは、定年を65歳以上70歳未満に定めている企業、もしくは65歳までの継続雇用制度を導入している企業で、次のいずれかの措置を講じるよう努めなければならないとされています。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結できる制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に、事業主が実施する社会貢献事業等に従事できる制度の導入

今回の改正ではあくまで「努力」義務が定められたにすぎず、義務を怠ったとしても罰則等はありませんが、今後罰則等が定められる可能性もありますので、今後の議論等をウォッチ・検討していく必要があります。

また、人手不足の観点から、高齢労働力の活用が今後の重要な経営課題になる企業様も多いと思われるので要注意です。

【新年特別版】中小企業が知っておくべき2021年に施行される改正法のまとめ

代表弁護士 小野直樹



3 改正会社法

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、同月11日に公布されていますが、2020年11月20日、その施行日を2021年3月1日（一部の規定を除きます）と定める政令が公布されました。

改正法は、主として上場企業・大企業に影響のある内容が多いものの、会社補償・役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備など、非上場の中小企業にも関係する内容が一部含まれています。

以下では、非上場の中小企業を念頭に、改正の概要を紹介します。

区分	項目
■株主総会に関する規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会資料の電子提供制度の創設（インターネットを利用した資料提供を可能とする制度です） 株主提案権の濫用的な行使の制限
■取締役等に関する規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の報酬に関する規律の見直し（特に株式報酬、ストックオプションの付与などの規律の整備。） 会社補償・役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備 業務執行の社外取締役への委託 社外取締役を置くことの義務付け
■その他の改正点	<ul style="list-style-type: none"> 社債に関する規律の見直し 株式交付制度の創設 議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由の明文化 会社の支店の所在地における登記の廃止 成年被後見人等についての取締役等の欠格条項の削除

基本的には、施行後の決議等への影響が規定されていますが、あらたにストックオプションを発行したりするような場合の議案設定等に特に影響が生じるといえます。

4 その他

本年施行される法律として、今回ご説明した他に、

知的財産権関係では、改正著作権法（1月1日施行）、改正意匠法（4月1日）などがあります。

また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が成立し、一定数以上の賃貸住宅を管理する賃貸住宅管理業者の登録や、オーナーとの管理受託契約締結時の重要事項説明などが義務化されます。

この規制が6月18日に施行されますので、賃貸住宅管理業者様などは注意が必要でしょう（なお、同法のサブリース業者に対する規制は既に施行済みです）。

2021年に予定されている法改正の一覧（抄）

法令名	施行日
著作権法	1月1日
会社法	3月1日
同一労働同一賃金規制（中小企業）	4月1日
意匠法	4月1日
高年齢者雇用安定法	4月1日
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	6月18日

5 最後に

今後も法改正情報や重要判例、重要トピックス等、情報提供していきたいと考えております。

法改正の内容や具体的な対応方法について知りたい、あるいは既に施行済みの法律にまだ対応できていないといったご相談がありましたら、お気軽に弊所へご相談ください。